

仙台市育児ヘルパー派遣（子育て世帯訪問支援事業）

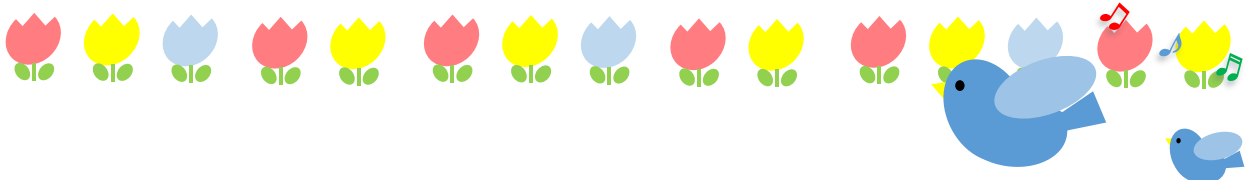
～育児ヘルパーさんが対応できること・対応できないこと～

【家事支援】

原則として、養育者とお子さんが在宅かつ室内で日常的に行う家事が対象です。

（大掃除や清掃業者に依頼するような掃除や非日常的・一時的な家事は対象外です）

家事の内容	○対応できる(例)	×対応できない(例)	備考
①食事の準備及び後片付け	<ul style="list-style-type: none">調理(下ごしらえ、味付け)配膳食器洗い	<ul style="list-style-type: none">特別な手間をかけて作る料理(お正月料理等)来客の対応	
②衣類の洗濯等	<ul style="list-style-type: none">洗濯機を回す洗濯物を干す洗濯物をたたんで片付けるアイロンがけ	<ul style="list-style-type: none">特別な手間をかけて行う洗濯(カーテン等の大きなものの洗濯、コインランドリーでの洗濯等)大量のアイロンがけくつ磨き	
③居室等の清掃及び整理整頓	<ul style="list-style-type: none">リビング、居間、寝室、台所のシンク等の簡易な清掃(掃除機、床拭き程度)新聞、雑誌等の簡易な片付けトイレ、風呂、洗面所の簡易な清掃玄関、ベランダの簡易な清掃ごみ出し(※集積所のルールに沿うもののみ)	<ul style="list-style-type: none">窓、網戸、庭等の清掃エアコン、換気扇、ガスコンロ、冷蔵庫の清掃年末の大掃除床のワックスがけ浴室・トイレのカビ取り引っ越しに伴う作業(準備や片付け等)普段使用していない部屋の清掃部屋の模様替えに伴う清掃や家具の移動	清掃に使用する洗剤や物品等は、ご自宅にあるものを使用します。
④生活必需品の買い物	<ul style="list-style-type: none">近隣のスーパーマーケットやコンビニエンスストア等で購入可能な食材、日用品の買い物	<ul style="list-style-type: none">出産祝いのお返しの買い物家具、電気器具等の購入その他日常生活必需品以外の買い物遠方への買い物	育児ヘルパーによる立て替え払いは不可 交通費は利用者負担
⑤その他必要な家事支援	<ul style="list-style-type: none">布団干しシーツ交換	<ul style="list-style-type: none">銀行への振り込み、引き出し等役所への申請手続きの代行等自動車の給油、洗車、清掃ペットの世話(掃除・片付けを含む)クリーニング店への受け渡し	



【育児支援】

一部の支援を除き、原則として養育者とお子さんが在宅かつ居宅内で行う育児が対象です。

育児の内容	○対応できる(例)	×対応できない(例)	備考
①授乳等に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> 湯沸かし、ポットへの移し替え 粉ミルクの調合 哺乳瓶による授乳 哺乳瓶の洗浄、煮沸、煮沸後の片づけ 	<ul style="list-style-type: none"> 初めての食材を育児ヘルパーがお子さんに与えること 	
②オムツ交換	<ul style="list-style-type: none"> オムツ交換 		
③沐浴のお手伝い	<ul style="list-style-type: none"> ベビーバスの用意、片付け 乳児の受け取り、拭き取り、着替え等 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児を風呂に入れる(沐浴の手伝いは可) 	
④育児環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ベビー布団の用意、片付け エアコンの温度調節 窓開け、カーテンによる室温調整 		
⑤きょうだい児の 世話	<ul style="list-style-type: none"> 授乳や沐浴時のきょうだい児のお世話 食事の見守りや介助 	<ul style="list-style-type: none"> 養育者の在宅ワーク・勉強中や保護者不在中のきょうだい児の預かり 	
⑥外出	<ul style="list-style-type: none"> 子ども連れでの買い物、散歩、病院受診、健診、予防接種の付き添い 子ども連れでの医療機関受診の際の付き添い きょうだい児の保育園・幼稚園への送り又は迎え(要相談・対応できるときのみ可能) 区役所等への申請手続きの付き添い 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルパーの自家用車の同乗 冠婚葬祭等の付き添い きょうだい児の園・学校イベントの付き添い 	<ul style="list-style-type: none"> きょうだい児の送迎については、送りか迎えのどちらかを選択すること 利用者は子どもの保育園・幼稚園等の所属先の了解を事前に得ておくこと 送迎する子どもの状態については、ヘルパーが単独で送迎可能な範囲とし、徒歩かつ往復 30 分程度または送迎バスのバス停まで等で可能な範囲とする 送りまたは迎えにかかる交通費は利用者の実費負担
⑦児の見守り	<ul style="list-style-type: none"> 養育者の睡眠不足や疲労による体調回復のための休息時の児の見守り 		

